



Q

Q 杜員が数人の
工場を管んでい
ます。今年中に顧客
在庫・帳票管理システ
ムを導入して業務効率
化を図り、従業員の給
性向上のために設備投
資などを行い、事業場
内の最低賃金を一定額
以上引き上げた場合、
設備投資などの費用の

7

卷之三

料を引き上げたいと思
っています。中小企業
を支援する助成制度は
ありますか。

給料を引き上げるための助成は

す。一部

事業場内最低賃金が時間額千円未満の中、小規模事業者が対象で、過去に同助成金を受給したことのある事業場も助成対象となります。

以上)に応じて五つの申請コースから選択で
きますが、コースごとに助成対象事業場、助
成率、助成上限額が定められています。また、
生産性要件を満たす場合は助成率が加算され
ます。

支給までの流れ

詳細は鳥取労働局へ

- ①賃金引き上げ計画と業務改善計画を記載した助成金交付申請書を鳥取労働局に提出

②設備・機器の導入など)で生産性を向上

③事業場内の最低賃金を引き上げ

④事業実績報告書を鳥取労働局に提出

⑤助成金支給——となります。

助成金は引き上げ額(30円以上)~120円ります。

県社会保険労務士会に設置された「鳥取県最低賃金総合相談支援センター」(電話0800-1200-031)では、賃金引き上げに関係する経営・労務管理についての相談対応や社会保険労務士料で行っています。